

浜松市小規模水道工事事務取扱要領

1 目的

この要領は、工事の施工に伴って提出される書類の省略等、諸手続を簡略化し、事業の効率的な執行を図ることを目的とする。

2 適用範囲

- (1) 浜松市上下水道部が施行する請負代金額が 1,000 万円未満（補助事業を含む。）の水道工事（以下、「小規模工事」という。）に適用する。ただし、小額工事を除く。
- (2) この要領に記載されていない事項については、浜松市水道工事共通仕様書を適用する。

3 提出書類

- (1) 使用材料の承諾書
受注者の作成する使用材料の承諾書は、省略することができるものとする。
- (2) 工程表
受注者の作成する工程表の提出は、浜松市上下水道部建設工事執行規程で準用する浜松市建設工事執行規則第 19 条によるものとする。
- (3) 現場代理人・主任技術者通知
現場代理人・主任技術者の通知書は、浜松市上下水道部建設工事執行規程で準用する浜松市建設工事執行規則第 21 条によるものとする。
- (4) 施工計画書
受注者が提出する施工計画書は、別に定める小規模工事の記入例によるものとする。

4 施工管理

- (1) 出来形管理
出来形管理は、浜松市水道工事共通仕様書資料編に定める水道工事施工管理基準により行うものとする。これにより難き場合は、監督員と協議のうえ決めるものとする。
- (2) 品質管理
品質管理は、浜松市水道工事共通仕様書資料編に定める水道工事施工管理基準により行うものとする。これにより難き場合は、監督員と協議のうえ決めるものとする。
- (3) 写真管理
写真管理は、浜松市水道工事共通仕様書資料編に定める工事記録写真撮影基準により行うものとする。これにより難き場合は、監督員と協議のうえ決めるものとする。

5 小規模工事における監督員・受注者等

受注者は、工事の施工に当たり自主管理体制（工程、出来形、品質、写真、交通、安全等）を確立し、施工管理に責任を持つものとし、監督員はそれを指導するものとする。

また、工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。

なお、自主管理とは、受注者が工事目的物の品質、精度を適正なものとするため、浜松市水道工事共通仕様書及び、同資料編の各基準類の規格に適合するよう、社内検査を行う等自らが管理（コントロール）することをいう。

6 小規模工事の検査

検査職員は、浜松市上下水道部契約規程で準用する浜松市契約規則第 35 条による。

工事成績評定及び通知書は、浜松市工事成績評定要領第 2 による。

附則

この要領は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

あくまでも記入例です。
現場に則した内容とすること。

平成 年 月 日

施 工 計 画 書

総括監督員

様

受注者

現場代理人

印

平成 年度

工事 施工計画書について(提出)

標記について浜松市水道工事共通仕様書、第1章第1節1-1-3に基づき提出します。

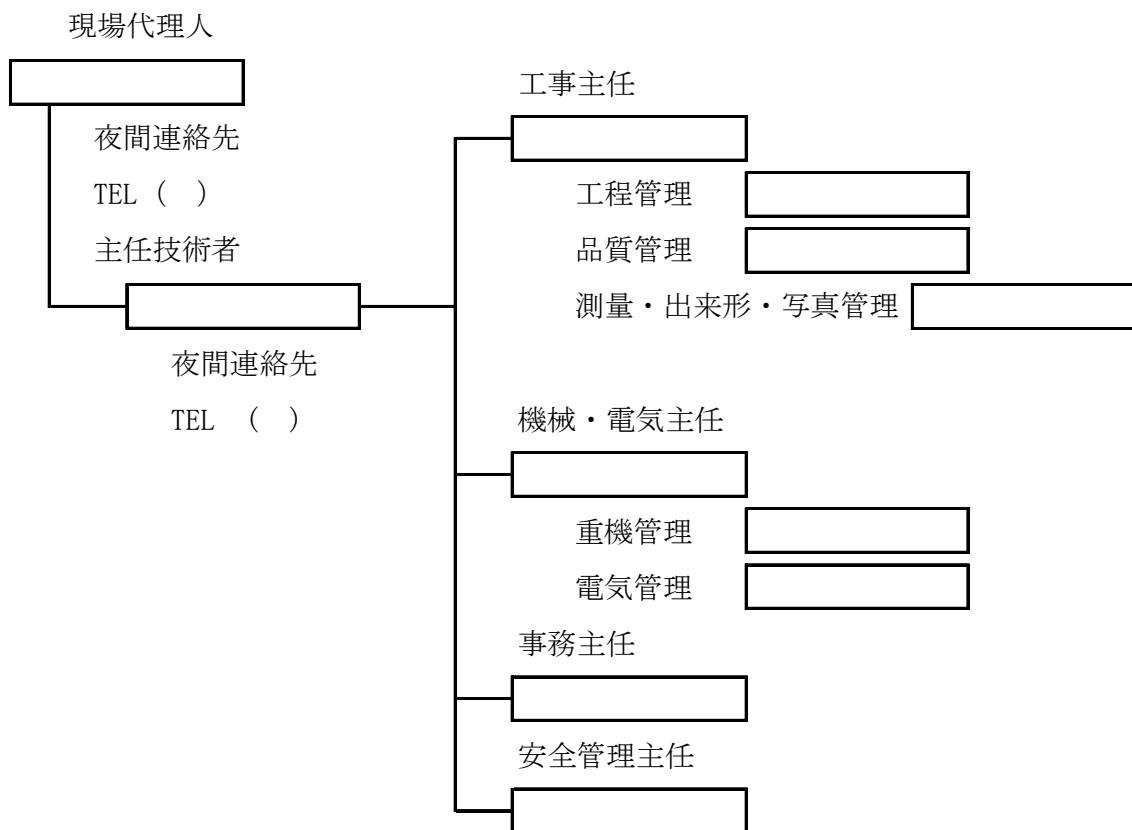
目 次

| | |
|---------------------------|-------|
| 1.現場組織表 | |
| 2.安全管理 | |
| 3.緊急時の体制 | |
| 4.交通管理 | |
| 5.主要資材一覧表 | |
| 6.施工管理 | |
| 7.再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 | |
| 8.創意工夫等 | |
| 9.その他 | |

※工程表については浜松市上下水道部建設工事執行規程で準用する
浜松市建設工事執行規則第19条による

1. 現場組織表

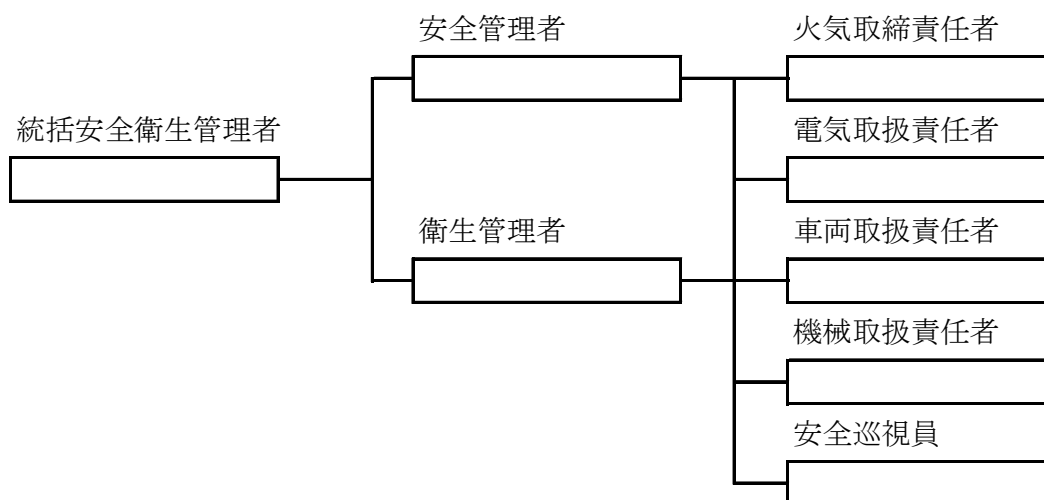
現場事務所 静岡県浜松市 区 町 TEL ()



2. 安全管理

- [1] 工事現場における作業員の安全と健康を確保し、快適な作業環境の形成を促進するため安全委員会を構成し、統括安全衛生管理者を専任する。そして、労働者に対する安全指導を徹底し、各人の責任体制の確立を図るとともに、作業規則の浸透に努める。
- [2] 公害、第三者に傷害をあたえないよう、社会的責任体制の確立を図る。
- ・ 現場内へは第三者の立入りを禁止する措置を講ずると共に、通学時の生徒・児童らへの安全を図るように注意し、立看板を設置する。
 - ・ 現場内の整理整頓に努め、機械器具及び車両を点検記録し、保安帽等の保護具の着用を徹底する。また、安全巡視員がパトロールを定期的実施し、安全管理に関する指導をする。

(安全委員会の構成)



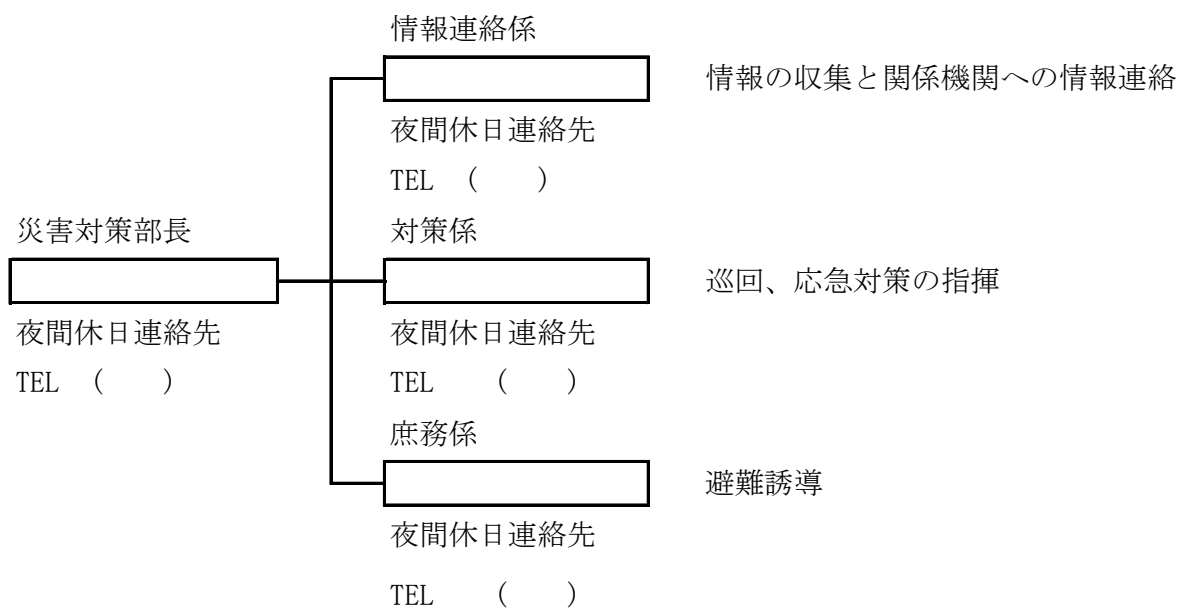
[3] 事故発生時における連絡系統は、3の〔2〕に定める緊急時の連絡系統図と同じとする。

3. 緊急時の体制

[1] 大雨、出水、強風等の異常気象で災害発生のおそれがある場合、次の緊急時の体制に入り必要に応じ現場内をパトロールし、警戒する。

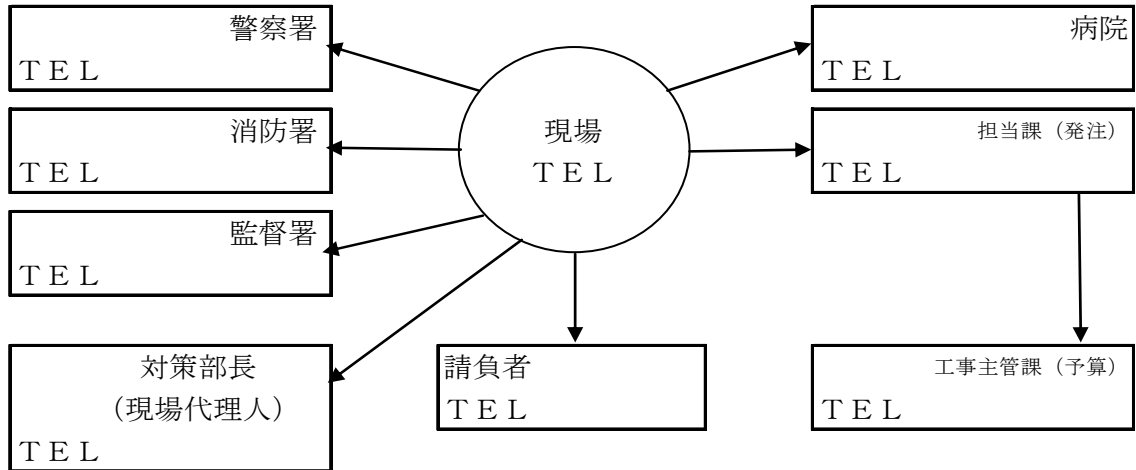
なお、非常時に備え現場には土嚢、工具、照明器具等を常備する。また、作業現場内において事故発生、又はそのおそれがある場合、作業時間内はただちに緊急時の体制に入り各担当職務に応じて行動する。

(緊急時の体制)



[2] 作業現場内の事故発生時における連絡系統及び夜間又は休日における連絡方法は次のとおりとする。

(緊急時の連絡系統図)



4. 交通管理

道路交通関係法令及び土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-32の交通安全管理に関する各項を厳守し現場安全管理者の指示のもとに事故のないよう特に注意する。また土運搬、産廃運搬、資材運搬の経路は図-1のとおりである。

なお、運搬は一般道路を通過するため一般通行を優先し通行に支障のないよう十分注意する。また、作業場出入口には誘導員と各種標識類を配置する。

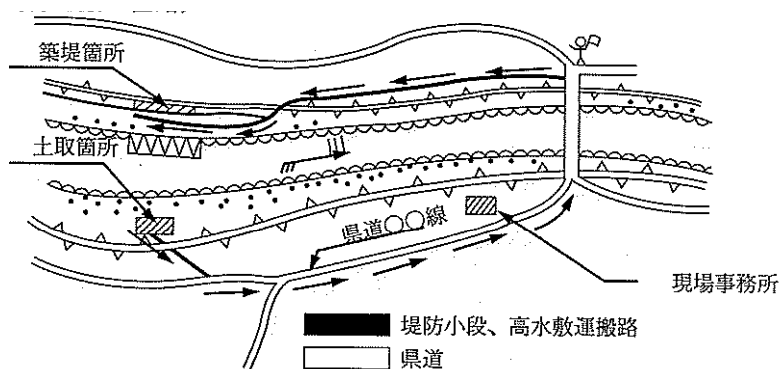


図-1 残土運搬、資材運搬の径路

5. 主要資材一覧表

| 品名 | 規格・寸法 | 購入会社名 |
|---------|--------|-------|
| 鋳鉄管直管 | 〇〇〇×〇m | |
| | 〇〇〇×〇m | |
| 鋳鉄管異形管 | × H | |
| 再生下層路盤材 | (0-40) | |
| 粒調碎石 | (M30) | |

6. 施工管理

本工事における出来形および品質管理項目と管理基準は別表〇〇に示す。

7. 再生資源の利用の促進

請負者は、建設副産物適正処理推進要綱(建設事務次官通達、平成10年12月1日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)を遵守して建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。(土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-18建設副産物)

8. 再生資源利用計画書

9. 創意工夫等

10. その他

別表

出来形管理基準

| 工 種 | 測定項目 | 規格値 | 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 |
|-----|------|-----|-------------------|------|----|
| 〇〇工 | | ± | 施工延長〇〇m につき〇箇所 | | |
| | | -△△ | | | |
| | | -□□ | | | |

品質管理基準

| 工 種 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 |
|-----|------|------------|-----|------|----|
| 〇〇工 | | JIS | | | |
| | | △ △ 便 覧 | | | |
| | | | | | |